

東京都自治紛争処理委員による中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の境界に関する調停の手続に関する要綱

平成 29 年 7 月 20 日
29 総行区第 172 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 251 条第 2 項の規定により、知事が任命する自治紛争処理委員（以下「委員」という。）の調停の手続について、法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員は、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の境界に関する調停を処理する。

(職務の執行)

第 3 条 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

(代表自治紛争処理委員)

第 4 条 委員は、代表自治紛争処理委員（以下「代表委員」という。）を互選しなければならない。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 委員の会議は、代表委員がこれを招集する。

4 代表委員に事故があるときは、代表委員の指定する委員がその職務を代理する。

(異動)

第 5 条 法第 251 条第 5 項並びに同条第 6 項により準用する法第 250 条の 9 第 8 項、第 9 項（第 2 号を除く。）、第 10 項及び第 11 項の規定により委員の欠員を生じた場合においては、法第 251 条第 2 項に定める資格を有する者のうちから、知事が委員を任命することができる。

2 前項の規定により委員の中に異動があった場合においても、既に行った調停の手続は、影響を受けないものとする。

(調停の期日及び場所)

第 6 条 委員の調停の期日及び場所は、代表委員がこれを定める。

2 代表委員は、必要があると認めるときは、委員の調停の期日及び場所を変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第7条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

(調停及び議事録等の非公開)

第8条 調停、調停に係る資料及び議事録は非公開とする。ただし、会議開催後、会議の概要を公開する。

2 当事者が出席する調停及び当該調停に係る議事録は、委員が公開することを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第9条 調停の期日における秩序の維持は、代表委員が行う。

2 代表委員は、前項に定めるもののほか、調停手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

(参考人の陳述等)

第10条 委員は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求めることができる。

(委員による情報の収集)

第11条 委員は、法第251条の2第9項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、委員の調停の期日外においてもこれを行うことができる。

(合議)

第12条 次に掲げる事項は、委員の合議によるものとする。

一 第8条第2項の規定による当事者が出席する調停及び当該調停に係る議事録の公開の決定

二 第10条の規定による参考人による陳述の依頼の決定

(庶務)

第13条 調停の庶務は、総務局行政部区政課が処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、代表委員がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。